

助成の対象となる活動

◆助成の対象となる活動

1. 芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造・普及活動

- (1) オーケストラ、オペラ、室内楽、合唱、バレエ、現代舞踊、演劇等舞台芸術の公演活動
- (2) 文楽、歌舞伎、能楽、邦楽、邦舞等伝統芸能の公開活動
- (3) 落語、講談、浪曲、漫才、奇術等大衆芸能の公演活動
- (4) 美術の展示活動
- (5) 国内映画祭等の活動
- (6) 特定の芸術分野にしばられない公演・展示活動

2. 地域の文化振興を目的として行う活動

- (1) 文化会館、美術館等の地域の文化施設において行う公演、展示その他の活動
- (2) 歴史的集落・町並み、文化的景観のセミナー、資料収集・作成、普及啓発による保存・活用活動
- (3) 民俗文化財の公開、広域的な交流、復活・復元による伝承、記録作成による保存活用等の活動

3. 文化に関する団体が行う文化の振興、普及活動

- (1) アマチュア等の文化団体が行う公演、展示その他の文化活動
- (2) 伝統工芸技術、文化財保存技術の保存伝承、公開活用、記録作成による保存活用活動、衰退した伝統工芸技術の復元活動

◆助成対象活動の募集

助成対象活動の募集は、原則として年1回（国内映画祭等の活動は年2回）、公募により行います。具体的な募集の時期・方法、助成の対象となる活動等については、毎年度作成する募集案内で示します。

助成金の交付を希望する方は、募集案内の定めるところにより、助成金交付要望書及び団体概要等を独立行政法人日本芸術文化振興会（地域の文化振興を目的として行う活動及び文化に関する団体が行う文化の振興、普及活動については、都道府県又は指定都市を通じて）に提出することとなります。

◆助成対象活動の決定・助成金の交付

芸術文化振興基金運営委員会において応募活動に対する審査を行い、助成対象活動及び助成金の額が決定されます。採択された助成対象活動については、「芸術文化振興基金助成金交付要綱」の定めるところにより、所定の手続きを経て助成金が交付されます。



芸術文化振興基金シンボルマークについて

芸術を限りないパワーで、力強く未来に向かって育成する。このイメージをARTの頭文字のAと、無限大の記号という エレメントで構成したシンボルマークです。

色彩は新しい時代の知性と、深い伝統の心を温かいブルーで表現しました。

福田繁雄（グラフィック・デザイナー）

文化庁 文化芸術振興費補助金による助成

独立行政法人日本芸術文化振興会では、国からの補助金(文化芸術振興費補助金)を財源とする助成事業を行っています。

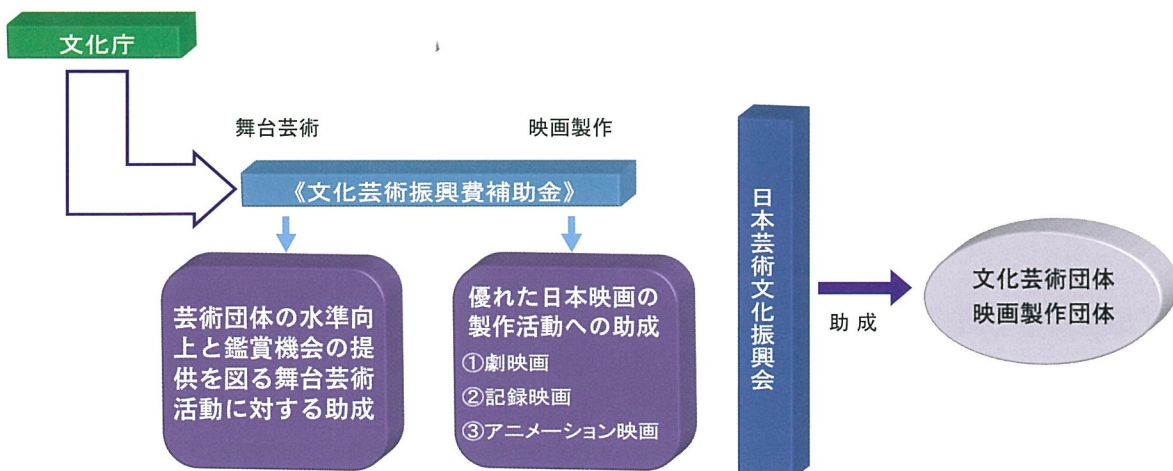
■ 目的

この補助金による助成事業は、我が国の芸術団体の水準向上及びより多くの国民に対する鑑賞機会の提供を図る優れた舞台芸術の創造活動又は優れた日本映画の製作活動を支援することを目的としています。

■ 助成対象活動の募集・決定・助成金の交付

助成対象活動の募集は、舞台芸術は年1回、映画製作は年2回公募により行います。具体的な募集の時期・方法・助成の対象となる活動等については、毎年度作成する募集案内で示します。

芸術文化振興基金運営委員会において応募活動に対する審査を行い、助成対象活動及び助成金の額が決定されます。採択された助成対象活動については、「文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱」の定めるところにより、所定の手続きを経て助成金が交付されます。



<http://www.ntj.jac.go.jp/kikin>

独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部 企画調査課
〒102-8656 東京都千代田区隼町 4-1
電話 03-3265-6302

H28.5 作成

舞台芸術創造活動に対し、分野の特性に応じた最適できめ細やかな助成システムを推進することにより、我が国芸術団体の水準向上と、より多くの国民に対する優れた舞台芸術鑑賞機会の提供を図る。

舞台芸術創造活動支援

音楽分野

オーケストラ、オペラ

■ 入場料収入連動型

我が国の芸術水準の向上を図るとともに、芸術団体の集客努力を促し、より多くの国民に優れた舞台芸術を提供するため、入場料収入に応じた支援を行う。

- 支援方法 自主公演における入場料収入に対し一定の係数を乗じて、助成額を決定（年間活動支援）

※ 助成額＝公演毎の入場料収入×係数

- 支援期間 複数年度助成（3年間）
- 支援件数 オーケストラ 12団体、オペラ 6団体



合唱、室内楽等

■ 創造活動経費支援型

芸術団体の芸術水準の向上となる公演の中でも、特に企画性の高い意欲的な芸術活動について、創造活動に対する支援を行う。

- 支援方法 創造活動に要する経費を対象に助成額を決定（年間活動・公演事業支援）
- 支援期間 年間活動支援：最長3年間 / 公演事業支援：単年度
- 支援件数 年間活動支援：5団体 / 公演事業支援：16件



舞踊分野

■ 創造活動経費支援型

- 年間活動支援
バレエ 8団体
現代舞踊等 5団体
- 公演事業支援 13件

演劇分野

■ 創造活動経費支援型

- 年間活動支援 17団体
- 公演事業支援 47件

伝統芸能分野

■ 創造活動経費支援型

- 年間活動支援 12団体
- 公演事業支援 3件

大衆芸能分野

■ 創造活動経費支援型

- 年間活動支援 9団体
- 公演事業支援 1件

効果

- 我が国舞台芸術の更なる水準向上
- 優れた舞台芸術公演の鑑賞機会の充実
- 国民の芸術活動への積極的な参加意識の醸成

- 世界に誇れる舞台芸術の創造
- 持続可能な芸術活動の展開
- 国民生活の質的向上

趣旨

芸術文化振興上の課題解決のため推進することが必要な公演、展示等の芸術活動やその基盤となる取組について、着実に機動的な実施を図るため、公演・展示等の要件（分野、内容、開催地域、対象者、参加者、実施上の留意点等）を国が示し、芸術団体、関係機関等から企画提案を受け、選考した活動について、国が芸術団体等に委託して実施。

これにより、我が国の文化芸術の水準の向上と国民の鑑賞機会の充実を図り、「文化芸術立国」の推進に資する。

事業内容

課題の選定

【芸術文化振興上の課題例】

- 我が国の実演芸術の水準を世界レベルへ高めることや世界へのアピールが必要。
- 地方や離島・へき地において優れた実演芸術を鑑賞する機会が少ない。
- 高齢者、子育て中の保護者、青少年等を対象とした社会包摂のための文化芸術活動の充実が求められている。
- 実演芸術に関わる女性の活躍を推進することが求められている。
- 更なる文化芸術の発展のために既存の文化芸術分野の枠組みにとらわれない総合的な取組が求められている。
- 障害者の優れた芸術活動の普及の促進が求められている。

要件の提示

要件の提示

【想定される取組の例】

- 世界的に著名な評論家を招へいし、複数の芸術団体の公演を鑑賞し、批評の結果を国内外に公表する取組。
- 地方や離島・へき地において、同種の実演芸術の公演の開催実績が少ない地域における公演の実施。
- 高齢者、子育て中の保護者、青少年等に係る地域の課題への対策として、芸術団体と民間企業、特定非営利活動法人等が連携協力して実施するワークショップ等の取組。
- 芸術団体が民間企業、特定非営利活動法人等と連携協力して実施する女性の活躍を推進するための取組。
- 全国各地のユニークベニュー（文化財等）を活用した分野横断型の公演会・展覧会等の実施。【拡充】
- 障害者の優れた芸術活動の調査研究と国内外への公演、展覧会の開催等。【拡充】

企画公募による事業実施

【効果】

- 我が国の芸術文化の水準が世界的なものに高まる → 世界への日本文化の普及とインバウンド拡大
- 国民の優れた舞台芸術公演の鑑賞機会の充実 → 居住地域等による鑑賞機会の格差の縮小
- 観客層の拡大 → 入場料収入の増 → 公演数や質の向上 → 観客層拡大といったプラスのスパイラル効果
- 障害者の芸術作品の実態把握・展示の推進 → 障害者の芸術活動の充実



趣 旨

舞台芸術や現代アートなど、我が国の優れた芸術文化を積極的に海外に発信するとともに、各分野における国際文化交流を推進することにより、我が国の芸術活動の活性化、芸術水準の向上を図り、我が国の芸術文化の国際競争力を高めるとともに、我が国文化をより効果的に発信することにより、日本文化のブランド価値を高め、「文化芸術立国」の推進に資する。

事業概要

音楽、舞踊、演劇等の舞台芸術や映画、現代アートなど各分野における我が国の優れた芸術文化を世界に発信するため、海外のフェスティバルへの参加・出展、国内における国際フェスティバルの開催、海外の芸術団体との共同制作などの取組に対し支援を行う。

1. 国際共同制作支援

我が国の芸術団体と外国の芸術団体との国際共同制作公演に対して支援 [舞台芸術 10公演]

2. 海外国際フェスティバル・展覧会参加出展等支援

海外で開催されるフェスティバルや展覧会への参加や出展等を支援 [舞台芸術 32公演
現代アート 12件]

(例)
アヴィニョン演劇祭(フランス)、
ヴェネチアビエンナーレ(イタリア)
アートバーゼル(スイス)

3. 国際フェスティバル開催支援【拡充】

我が国で開催される海外発信力のあるフェスティバル等に対して支援 [舞台芸術 4公演
現代アート 2件
特別支援 フェスティバル2件]

特別支援フェスティバル
・東京国際映画祭、
・横浜トリエンナーレ(H29開催)

4. 現代アートの海外発信の推進

我が国の現代アートの海外展開に関するシンポジウムの開催、現代アートの国際展開に関する調査研究



5. 日本文化海外発信推進事業【新規】

我が国文化の魅力を効果的に発信し、世界における日本文化の価値を高める事業を実施

事業の実施

【効果】

- 我が国の芸術文化の世界的な評価が高まる → 世界への日本文化の普及とインバウンド拡大
- 世界における我が国の文化のプレゼンス向上 → 世界市場のシェアの拡充 → 日本ブランドの向上
- 国民が優れた芸術文化に触れる機会の充実 → 芸術文化への理解増進 → 心豊かな生活

趣 旨

才能豊かな新進芸術家等に、公演出演や展覧会出展などキャリアアップにつながるような機会を提供するとともに、技術の向上や知識の深化に資するワークショップ等の研修実施を通して、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成を図る。また、芸術系大学が有する人的、物的資源を活用し、アートマネジメント人材や作品を鑑賞するものと作品をつなぐ「対話型鑑賞」を提供するファシリテーターの育成を図る。

更に、国内外の実演家、プロデューサ、アートマネジメント人材等の人的交流の促進を図ることにより、文化芸術を支えるグローバル人材を育成するとともに我が国の文化芸術の海外への発信力の強化を図る。

事業概要

若手芸術家や演出家、舞台技術者、アートマネジメント人材など、我が国のこれからの文化芸術を担う人材を育成する観点から、実践的かつ、高度な技術・知識の習得するための研修機会（公演・展覧会、ワークショップ・セミナー等）や国際的な人的交流の機会を提供する。

統括芸術団体等による人材育成事業

- ・若手芸術家等を対象とした、公演・展覧会、研修会、ワークショップ・セミナー等の実施
- ・芸術系大学と芸術団体が連携して行う若手芸術家等を対象とした、高度な技術・知識の習得を目的とした事業の実施

特色ある文化活動推進

- ・若手芸術家等を対象とした、複数の文化芸術の融合又は新しい分野の文化芸術の創造に資する公演等の実施

現代日本文学の海外発信基盤整備

- ・現代日本文学の翻訳コンクールの実施



新進気鋭の海外日本人芸術家との交流【新規】

- ・海外で活躍する気鋭の日本人芸術家を招へいし、国内の若手芸術家と共同して行う公演、展示等を各地で実施

芸術系大学等におけるアートマネジメント人材育成

- ・芸術系大学等の資源、施設を活用したアートマネジメント人材、ファシリテーターを育成する事業の実施

実演芸術連携交流の推進

- ・国内におけるインターンシップや国内外の著名なプロデューサ等による国際会議等の開催 等

効 果

- 文化芸術を支える人材の質が高まり厚みが増す
- 世界で通用する芸術家等が育成される
- 我が国の文化芸術を理解する外国人が増える



文化芸術の水準が向上
海外での招聘公演が増える



世界への我が国の文化の普及
我が国のブランドイメージ向上
インバウンドの拡大
世界における我が国の存在感の向上

文化芸術は、子供たちの育成に大きな力となる。

- 一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供することは **子供たちの豊かな感性・情操や、創造力・想像力を養う**上で大きな効果。
- 芸術家を教育現場に派遣して行う対話や創作、表現に係る体験活動は、**子供たちの思考力・判断力・表現力等の向上や、自己肯定感、社会性、責任感等の育成**に大きな効果。

- 義務教育期間中の子供たちに対し、国として、質の高い文化芸術に触れる機会を、2回（「現代実演芸術」「伝統芸能」各1回）以上提供する。
- より多くの文化芸術の鑑賞・体験が可能となるよう地方公共団体への働きかけなどを行う。将来的には、地方公共団体の自主事業等も含め、義務教育期間中毎年1回は、文化芸術の鑑賞・体験ができる環境を整えることを目指す。

1 巡回公演事業

- 国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校等において実演芸術公演を実施。
 - 事前に児童・生徒が自ら参加する体験型の活動（ワークショップ）を実施。
- 公演種目 14種目 □公演数 1,550公演程度

2 合同開催事業

- 山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域に存する小学校・中学校等について、合同で実演芸術公演を実施。
- 公演種目:8種目 □公演数:300公演程度



3 芸術家の派遣事業

- 個人又は少人数の芸術家が学校を訪れ、講話、実技披露、実技指導を実施。
 - 国、教育委員会と地域のNPO法人等が連携し、学校と芸術家個人や小規模グループをコーディネート。
- 学校公募型 1,550件程度
□ NPO法人等提案型 1,100件程度



4 コミュニケーション能力向上事業

- 学校において、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施。
 - 芸術家による実技披露に加え、児童・生徒が小集団で協働して、課題解決に取り組む活動を実施。
 - 創作や小集団での話し合い等のプロセスを重視。
- 学校公募型 100件程度
□ NPO法人等提案型 100件程度



豊かな創造力・想像力を養う

思考力やコミュニケーション能力など
社会人としての素養を身につける

将来の芸術家や観客層を育成し、
優れた文化芸術の創造につなげる

事業概要

- ▶ 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年6月公布・施行)」を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇、等の実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発のための事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に資する事業を総合的に支援することで、劇場・音楽堂等が地域の核として文化の発信を牽引し、文化芸術立国の実現に資することを旨とする。
- ▶ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムを見据えた文化事業の実施に向け、劇場・音楽堂等が行う地域の多彩な文化を発信・体験できる事業を支援することで、国内外への発信力強化を図る。

事業内容

特別支援事業

我が国の実演芸術の水準を向上させる牽引力のあるトップレベルの劇場・音楽堂等が行う、国際水準の実演芸術の創造発信(公演事業)や、専門的人材の養成事業、普及啓発事業を総合的に支援。

- ◆ [支援施設数] : 15施設
- ◆ [支援内容] : 事業実施に必要な経費の二分の一を上限に支援。

共同制作支援事業

実演芸術の創造発信力を高めることを目的として、複数の劇場・音楽堂等が複数又は単一の実演芸術団体等と共同して行う実演芸術の新たな創造活動(新作、新演出、翻訳初演、等)を支援。

- ◆ [支援件数] : 3件
- ◆ [支援内容] : 事業実施に必要な経費の二分の一を上限に支援。

活動別支援事業

地域の実演芸術の振興を牽引する劇場・音楽堂等が主体となり、地域住民や団体等とともに行う実演芸術の創造発信(公演事業)や人材養成事業、普及啓発事業を活動単位で支援。

- ◆ [支援件数] : 公演事業 70件
人材養成事業 35件
普及啓発事業 35件
- ◆ [支援内容] : 事業実施に必要な経費の二分の一を上限に支援。

劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業

劇場・音楽堂等相互の連携・協力を促進し、国民がその居住する地域に関わらず等しく実演芸術を鑑賞できるよう、実演芸術団体が企画制作する巡回公演に対し支援。

- ◆ [支援件数] : 長期公演 2件
通常公演 50件
多言語対応公演 10件
- ◆ [支援内容] : 巡回公演実施に必要な経費のうち、旅費及び運搬費を支援。
(多言語対応公演は、翻訳料及び字幕板賃借料を含む。)



撮影: 森山紀信



撮影: 池上直哉

- ▶ 我が国の実演芸術の水準向上
- ▶ 全国的な劇場・音楽堂の活性化
- ▶ 地域コミュニティの創造と再生

劇場・音楽堂等基盤整備事業

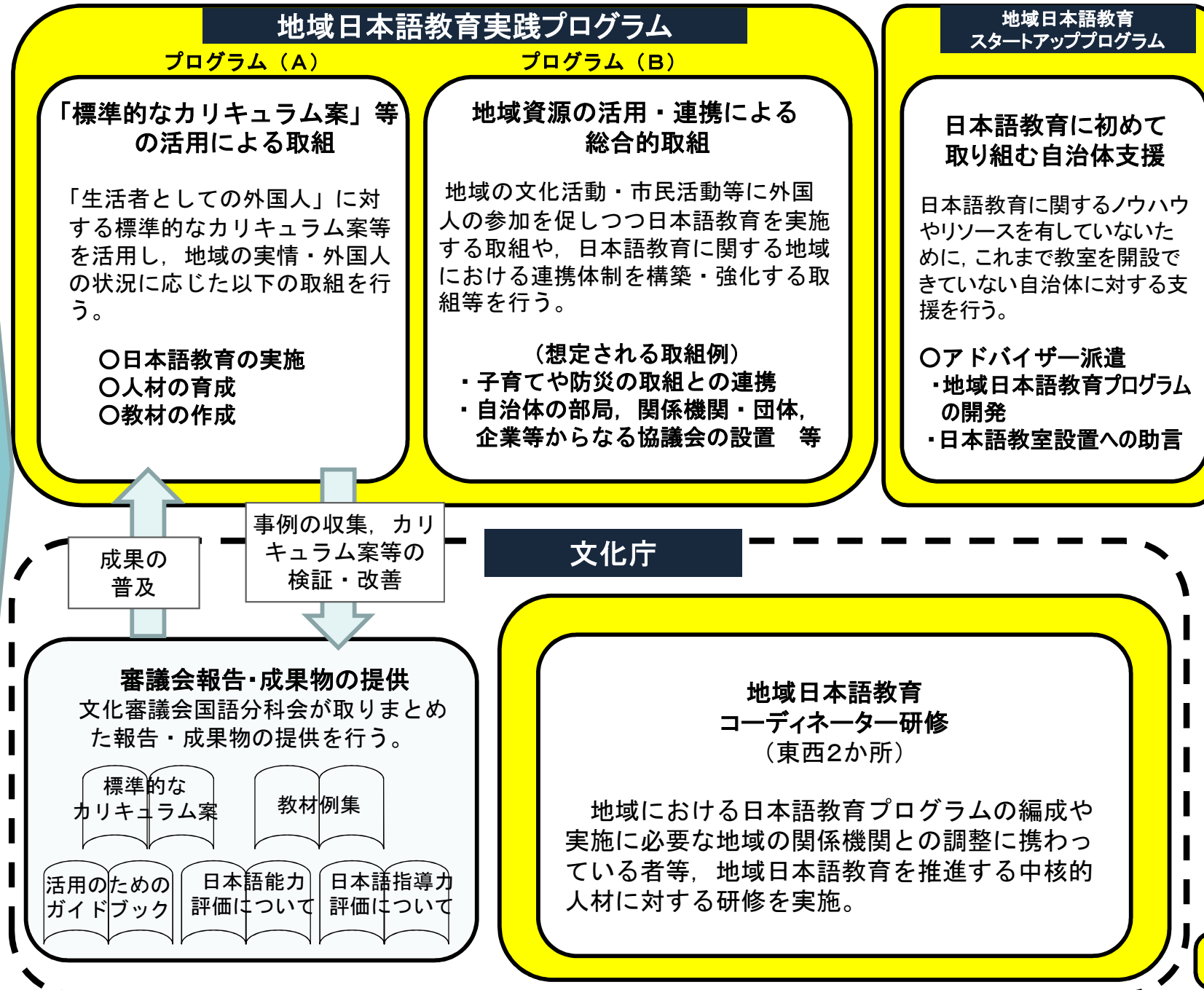
劇場・音楽堂等において実演芸術に関する活動や、劇場・音楽堂等の事業が自主的・主体的に行われる環境を醸成するため、各種情報提供や研修、調査研究を実施。

- ◆ [研修内容] : アートマネジメント研修
舞台技術職員研修
スタッフ交流研修



背景・課題

外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするための施策を講じていく必要



日本での生活に必要な日本語を習得

外国人の円滑な社会生活の促進

■ 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）（平成27年5月閣議決定）

次代を担う子供たちに豊かな創造性、感性等を育むため、できるだけ幼い頃から、**伝統文化や文化財に親しむ機会を充実**

■ 第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）

文化芸術団体との連携・協力を図りつつ**子供たちが地域の伝統文化に触れる機会を提供**する取組への支援

■ 経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月閣議決定）

文化芸術活動に対する効果的な支援、**子供の体験機会の確保、担い手の育成**・・・を進める

事業概要

目的：次代を担う子供たちに対して、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、我が国の歴史と伝統の中から生まれ、大切に守り伝えられてきた伝統文化を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性を涵養することを目的とする。

参加対象：地域に在住する親子等（子供のみが対象の教室も可）

実施主体：伝統文化に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等

実施分野：民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊のほか、茶道、華道などの生活文化も対象

補助金額：予算の範囲内において定額

対象経費：指導者等への謝金・旅費、会場・用具の借料、教材費等

実施方法：文化庁から、全国の伝統文化関係団体を対象に募集を行い、有識者の審査を経て実施団体を決定

「放課後子供教室」と連携した体験機会を提供



子供屋台囃子教室



みまや焼き教室



着装・礼法教室

＜支援教室数＞

平成29年度
約4,000教室程度

伝統音楽の正しい知識、技能を教員に教授するために、実演家団体が行う伝統音楽の普及を促進する取組に対して支援を行い、将来の伝承者、理解者の養成を図ることを目的として実施。

現状と課題

現状

我が国で古くから人々に親しまれてきた伝統音楽（三味線音楽や箏曲等）の継承が困難

課題

■時代を担う子供たちが、学校の授業の中で伝統音楽に触れ、将来の伝承者や理解者に育っていく環境を醸成していくことが必要。

■学習指導要領の改訂（小学校では2011年度、中学校では2012年度から全面実施）により、音楽の授業で扱う伝統音楽が充実されたことを契機に、学校教育において伝統音楽を効果的に扱うため、実演家、教員、さらには支える人たち（調整者）が協働して、伝統音楽の素晴らしさを子供たちに教えていく仕組みが形成されることを目指す。

伝統音楽の対象とされているもの

実演家によって随時公開される我が国の伝統芸能のうち、以下のものを対象

- ・琵琶楽
- ・尺八
- ・箏曲
- ・三味線音楽（歌い物、浄瑠璃）
- ・能楽（謡、囃子）

等

伝統音楽の実演家団体が行う3つの事業を支援

1. 合同研究事業

楽器演奏及び歌唱を学校の授業で教えるために必要な指導方法について、実演家、教員等が合同で行う研究会、講習会、成果発表会。

2. コーディネーター支援事業

学校の授業で行う場合に必要となる外部講師との調整、諸準備等を実質的に行う調整者（コーディネーター）を育成するための研修会。

3. 教材作成事業

学校の授業で使用する参考書、教則本等を作成するために行う検討会及び作成。

【事業の目的】

活用と管理の好循環を生み出すのに必要な仕組みを検討する。

文化財建造物の活用は、適切な維持管理を伴うことで持続します。本事業では、活用から収入を得て、維持管理に必要な経費を生み出す仕組みを「自立支援モデル」と呼び、NPO等が活用実践者の立場から考え得るモデルを通じて、その実現に向けた課題等の実証的な検討を行います。

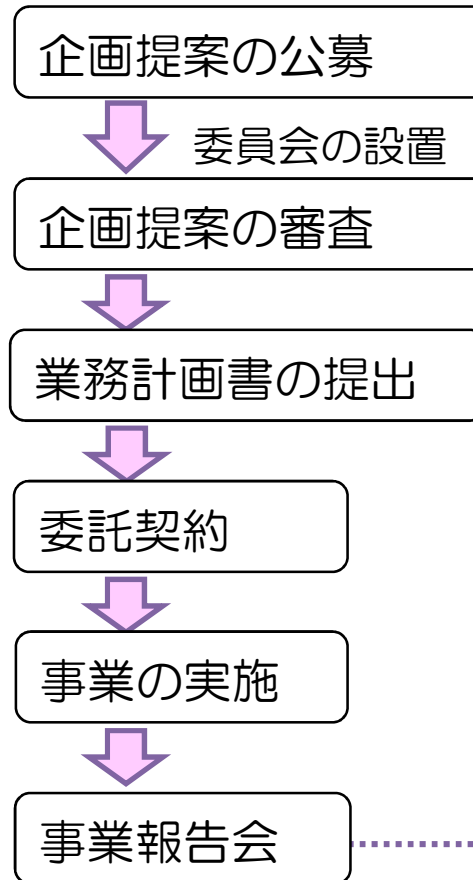
活用と管理の好循環を実現するための実際的な課題を整理する。

活用と管理の好循環を作るには経営の視点が必要です。本事業では、文化財の活用に関わる実務家を委員会に招集し、事業プロセスに経営的な視点を取り入れることで、モデルの実現に向けた実際的な課題を抽出します。

多様な文化財建造物の多彩な管理活用の手法を示し、あらたな文化財保護に貢献する。

今日、様々な地域の様々な建造物が文化財として大切にされるようになってきました。本事業では、意欲と技量のある各地のNPO等から企画提案を募ることで、多様で多彩な文化財のあたらしい保護のあり方を探索します。

【モデル事業の流れ】



＜想定される取り組み＞

- ・ ケーススタディによる検討、類例の収集と整理
- ・ 研究集会、シンポジウム、ワークショップの開催 等

＜想定される審査基準＞

- | | |
|-----|---------|
| 事業の | 公共性・適切性 |
| | 実現性・妥当性 |
| | 具体性・効率性 |
| | 継続性・発展性 |
| 組織の | 組織体制 |
| | 遂行力 |
| | 調整力 |
| | 業務管理能力 |

＜想定される実施件数＞

5件／年 × 5年 = 25件

